

○国土交通省告示第 号

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）別表の備考二の規定に基づき、国土交通大臣が定める市町村の区域を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

- 一 第二級地 札幌市の区域をいう。
- 二 第三級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市及び北広島市の区域をいう。
- 三 第四級地 鈎路市、帶広市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、北海道伊達市、石狩市、北斗市、北海道龜田郡七飯町及び同道岩内郡岩内町の区域をいう。
- 四 第五級地 市町村の区域で第二級地、第三級地及び第四級地以外のものをいう。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。